

報道機関各位

平成24年6月29日  
日本司法支援センター

## 福島県内初・全国では5か所目の被災地出張所

### 被災地での法的支援の拠点「法テラス二本松（仮称）」開設 ～“原発問題”をはじめとする被災者支援に向け、資力を問わず、無料法律相談を実施～

日本司法支援センターは、この度、福島県弁護士会、福島県、二本松市、浪江町等と、被災者支援のための出張所を、福島県二本松市に設置することについて合意いたしました。

開所時期は、今年秋ごろを目指しており、出張所には、福島県弁護士会の協力を得て、弁護士が常駐し、原発被害の賠償請求、不動産関係、家族の問題（相続、離婚等）、借金等の各種法的紛争の対応にあたる予定です。弁護士以外には、司法書士会等ともタイアップして、広く法的紛争解決を図ります。

また、原子力損害賠償紛争解決センター等の関係機関とも連携し、県民にとって最適な救済方法を選択できるよう心がけてまいります。

#### ● サービスについて

##### 1. 弁護士・司法書士による無料法律相談をどなたでも受けられます

平成24年4月に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が施行され、災害救助法が適用された市町村（福島県全域）に平成23年3月11日に住居や営業所などがあった方であればどなたでも、刑事事件以外の法的な問題について、弁護士・司法書士による法律相談を無料でご利用いただけます。

##### 2. 弁護士・司法書士費用を立て替えます

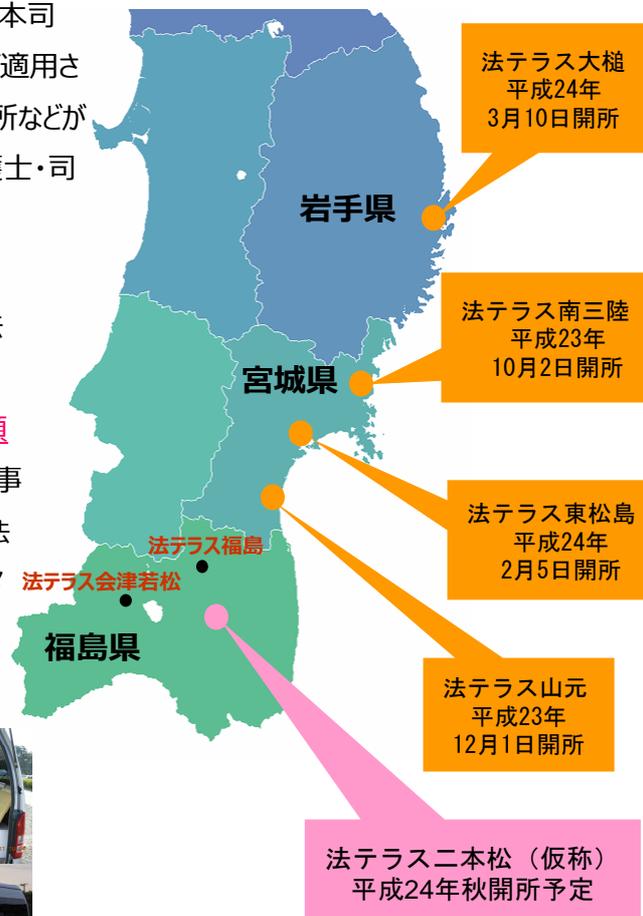
無料法律相談後、震災を原因とした法的問題について、弁護士・司法書士に事件処理を依頼することができます（[東京電力（株）への請求書の作成や原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てを依頼することもできます](#)）。その場合、弁護士費用等は利息なしで立て替え、事件終了後までは返済を猶予されます（事件受任の前には審査があります。法テラスで立て替えた費用は、事件が終了した後に、一括でご返済いただくか、月々5千～1万円ずつご返済していただきます）。

##### 3. 移動相談車両を配備します

宮城県・岩手県にある被災地出張所同様、相談設備を備えた移動相談車両を配備し、二本松市内や、その周辺地域を対象として巡回相談をしたり、高齢者など法テラス二本松（仮称）へお越しになれない方への出張相談などを行います。



#### ■ 法テラス被災地出張所設置地域



←宮城県・岩手県内で稼働中の移動相談車